

2019年6月定例会(6月26日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○36番(松谷 清君) それでは、通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

まず、富士川の水質汚濁と県市連携についてお伺いします。

昨年度から始まったサクラエビの不漁、由比漁協の独自調査、静岡県雨畑ダム、リニア南アルプストンネル工事放水域を含む早川、富士川の水質汚濁独自調査、山梨県知事への合同調査依頼、サクラエビ不漁にかかわる情報連絡会の設置とサクラエビ不漁の原因解明は、スピード感あふれる形の展開となっております。

そうした中で、5月28日、地質学者の塩坂邦雄さんをアドバイザーに南アルプスとリニアを考える市民ネットワーク静岡の呼びかけで現地調査に参加する機会を得ました。

一方で、この6月議会に市長からは、由比、蒲原海岸の漁場環境調査及び漁業者への支援策が予算計上されております。サクラエビは、静岡市の第3次総合計画におけるオクシズと並ぶしまえブランド化戦略の海からの代表的恵みであることは御存じであるわけでございます。

そこで、まず、県市連携、サクラエビ不漁についてお伺いします。

県市連携と漁場環境調査の関係で、静岡県知事は駿河湾の海洋環境と富士川や大井川の陸上環境の相関について、専門家による森は海の恋人研究委員会の発足を表明し、さらに日軽金雨畑ダムの上下流部での関連子会社の砂利採取と水質汚濁の関連性及びサクラエビ不漁の1つの要因の可能性にまで言及しています。

そこで、市長に伺いたいわけでありませうけれども、市長はサクラエビ不漁の原因やその影響についてどのように考え、解決に向けた方策及び静岡県との連携をどのように進めていこうとしているのか、伺いたいと思います。

2つ目に、2018年度に由比漁協が独自に行ったサクラエビ不漁の原因解明を目的とした調査の内容を静岡市は入手しているとのことでありませうけれども、どのようなものであるのか、調査結果についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

次に、早川、富士川の市民調査についてお伺いします。

これは雨畑ダムの放水口の水なんですけれども、大変濁っているんですね。専門家の協力のもとで測定した結果、放流口付近での透視度は2センチ、放流口から50メートル離れた下流で採取した水は10センチありました。この透視度というのはどういうことなのか、そしてどういうことがわかるのか、まずお伺いしたいと思います。

また、富士川の環境調査をどのように行って、どういう結果となっているのか、伺っておきたいと思います。

次に、農薬・殺虫剤の公共施設等における使用と影響についてお伺いします。

このテーマについては、2010年12月6日の総括質問で取り上げて、当時の関環境局長から、指針の必要性について検討したいという答弁をいただいております。以来9年間の間に、新たな知見や事態が発生しているわけでありませう。

1つは、アメリカのカリフォルニア州で除草剤の成分であるグリホサートが、がんの原因であるとする訴訟でモンサント社、今はバイエル社でありますけれども、2018年、19年と連続して敗訴、2019年5月には参議院会館で、体内残留農薬検査で国会議員など28人のうち21人の毛髪からグリホサートが検出されました。その意味で、発がん物質への危機意識が広がっているわけでありませう。

除草剤は、アメリカの遺伝子組み換え農産物と表裏の関係にもあるわけでありませうけれども、お手元の週刊金曜日の資料をぜひ見ていただきたいと思っております。

2つ目に、昨今ネオニコチノイド系農薬が増加し、ミツバチの大量死が世界的に発生し、EU、アメリカ、韓国などでは使用禁止措置がとられ、日本でも2016年農水省によるミツバチ被害事例調査でも確認されました。毒性は有機リン系農薬も含め人間の神経系にも影響し、発達障害児の増加とも因果関係があるのではないかと指摘があります。

こうした中で、9年ぶりの今回の質問を準備するに当たって、議会事務局調査法制課の皆さんに協力していただきまして、静岡市を含む35市町、静岡県の農薬・殺虫剤の使用状況、水道水のグリホサートの検査結果など調査していただきました。それによって静岡市でも学校、そして公園や緑地、三保松原など、除草剤や有機リン系農薬、ネオニコチノイド系農薬などが使われていることが明らかになりました。

そこで、質問いたします。

まず、2010年の環境局長答弁以降、指針の必要性についてどのような検討をなされているのか、お伺いします。

2つ目に、水道水については、厚生労働省は国民の関心の高さに鑑み、水質管理目標設定項目にグリホサートなど、農薬の残留検査を指示しております。静岡市の上下水道局は、農薬残留検査をやるに当たって、農協と連携して農薬の種類や量、時期、場所について、情報収集を行っております。県内では、35市町の中で13自治体が調査を行っております。

そこで、質問ですけれども、河川、食品の残留農薬の検査は実施しているのか。また、農地における残留農薬の検査と安全使用についての啓発はどのように行っているのか、1回目に伺いたいと思います。

53

○農林水産統括監(草分與志君) サクラエビ不漁の原因と影響、由比港漁協が行った調査や県との連携について、一括してお答えいたします。

初めに、サクラエビ不漁の原因については、水温、塩分濃度などの水質、海流の変化、とり過ぎなどさまざまな要因が関係していると、複数の専門家から聞いています。

不漁の影響については、漁業者のみならず、サクラエビに関連する加工業者や飲食店などの商工業者にも、原料の高騰や確保が困難になるなど、経営への影響が出ていると認識しています。

次に、由比港漁協が行った調査は、富士川河口付近の海域で見られる濁りの発生源を推察するために、河川と海底の堆積物を分析し、また濁りの状況把握と漁獲との関連を考察するために、水揚げ量や海水温、透明度など各種観測データの経年比較分析を行ったものです。

この調査においては、濁りの発生源は特定できず、漁獲量の減少傾向との関連は不明とされたほか、海水温が不漁に影響した可能性が考えられるとされました。

こうしたことから、サクラエビの不漁にはさまざまな要因が関係しているのではないかと考えています。

解決に向けた方策や静岡県との連携については、サクラエビ漁業に関する許認可権限を持つ静岡県水産資源課やさまざまな情報を蓄積している静岡県水産技術研究所と情報共有を図るとともに、静岡県による資源回復調査、漁業関係者による自主規制、本市によるサクラエビ関係事業者への支援など、それぞれが役割を果たしながら、資源回復に向けた取り組みを連携して行う必要があると考えております。

54

○環境局長(櫻井晴英君) サクラエビ不漁についての1点の質問と農薬等の安全性についての2点の質問にお答えをいたします。

最初に、サクラエビ不漁に係る透視度と富士川の環境調査についてですが、まず、透視度とは水深が何センチメートルで、底が見えるかを示すもので、数値が小さいほど濁っていることになります。

河川の環境基準は5項目定められており、水の汚れの度合いを示す代表的な項目として、生物化学的酸素

要求量、いわゆるBODと浮遊物質量、いわゆるSSがありますが、透視度は環境基準の項目ではありません。

したがって、環境基準との比較はできませんが、一般的に透視度2センチメートルというのは、濁っている状態であると考えられます。

次に、富士川の環境調査についてですが、静岡県が定めた公共用水域及び地下水の測定計画に基づき、河川管理者である国土交通省が環境基準点の富士川橋で年12回実施しております。平成29年度の測定結果では、BODは全て環境基準を達成していますが、SSは12回のうち4回環境基準を超過しています。

次に、農薬等の安全性に係る指針の必要性の検討についてですが、平成22年5月に国が策定した公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルには、農薬散布によるリスク軽減に向けた手法等が詳細に示されており、当該マニュアルを公共施設等の管理者が遵守することにより、人や環境への影響を最小限に抑えることができること。また、平成22年度以降、3回にわたり、当該マニュアルにより、農薬の適正使用について全庁的に周知徹底を図ってきており、これまでのところ公共施設等における農薬散布による健康被害の相談は寄せられていないこと。

以上のことなどから、市独自の指針を策定する必要はないと判断しております。

次に、河川の残留農薬の検査についてですが、本市では水質汚濁防止法に基づき、河川水の水質検査を63地点で実施しております。

水質検査項目75項目のうち、農薬類については、環境基準項目に指定されている3項目と要監視項目に指定されている12項目があります。

この農薬類についての検査は10地点において、環境基準項目を年2回、要監視項目を年1回実施しております。

なお、グリホサートについては、環境基準項目及び要監視項目に指定されていないため、検査は実施しておりません。

55

○保健福祉長寿局長(羽根田信人君) 食品の残留農薬の検査についてですが、本市では食品衛生法第24条の規定に基づいて策定する静岡市食品衛生監視指導計画に従って、食品の検査を実施しております。

農薬類の残留検査に関しましては、国の残留基準に設定されている農薬のうち、200項目について、静岡県産果実は年1回、国内産野菜は年4回、輸入果実は年1回、残留検査を実施しております。

なお、グリホサートの残留検査は行っていません。

56

○農林水産統括監(草分與志君) 農地における残留農薬の検査についてですが、農薬は作物や土壌への残留などによる人畜や水産動植物への被害等を防止する観点から、国が農薬取締法に基づいて登録基準を定めています。農薬の登録に当たっては、国が農薬使用者や散布された環境に対する安全性の検査を行い、基準を超えた農薬は登録できないこととなっています。

このことから、一般的には、農地における残留農薬検査は行っていませんが、食品衛生法に定められた農産物の残留農薬検査で、残留農薬の原因が土壌であると疑われる場合には、生産者等が自主的に検査することもあります。

また、安全使用の啓発については、厚生労働省、農林水産省及び環境省の指導のもと、静岡県が市町や農業団体と地域農薬危害防止運動推進会議を組織し、講習会の開催などにより、安全の推進を図っており、本市もその一員としてポスターや広報紙を通じ、農薬の安全な使用について周知を行っています。

〔36番松谷 清君登壇〕

57

○36 番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市長でなくて、農林水産統括監に御答弁をいただきました。サクラエビの不漁の原因、海水の温度とか、県との連携とか漁協の調査結果、評価も伺ったわけでありますけれども、市が行う漁場環境調査は、せっかくの漁協の独自の調査内容を踏まえたものになっているのかと。そうだとすれば、サクラエビ不漁の原因調査にもつながっていく可能性が出てまいります。

また、日軽金の導水管放水口付近の調査は、この市の調査では行っていくのかどうか、質問したいと思います。

次に、早川、富士川の市民調査でありますけれども、透視度2センチに行かないと見えないという、透視度は、濁った状態ですという答弁なんですね。濁った状態というのがどういうことかと。もちろん、降水量に一番影響を受けるわけでありますけれども、漁協の調査によりますと、降水量だけじゃない要素があるというふうに、ここには書かれているんですね。

その意味で、日軽金の雨畑ダムの放流水の水質データ、日軽金の発電所導水路からの放流水の水質データ及び日軽金蒲原製造の工場排水の水質データを静岡市は持っているのかと。持っているならば、その水質の状況及び指導の有無はどうであるのか。また、日軽金との環境保全協定は締結されているのか、伺っておきたいと思います。

次に、リニア南アルプストンネル工事について伺います。

このトンネル工事の排水汚染がサクラエビ不漁との原因にかかわりがあるのではないかと、静岡県は調査を行っているわけですが、現段階で放流口付近も調査対象となったわけでありますけれども、どういう因果関係かは、全く今わかりません。

ただ、大井川の水毎秒2トンの減少、戻される水の水質チェック、これは静岡市がかかわるわけでありまして、その意味で今回の調査データというのは、貴重なデータになるわけでありまして。

お手元の資料で、山梨県の市民グループは、山梨県への情報公開請求によりまして、2018年7月25日のリニア南アルプストンネル工事の最終放流槽の透視度は12.6センチと書かれております。お手元に静岡新聞社の新聞資料も置いてありますけれども、3月の調査で放流槽から排水された後の早川の透明度は17.5センチと書かれておりまして、富士川における浮遊物質量の環境基準25ミリグラム/リットル基準をはるかに超える37ミリグラム/リットルとそこに報道されております。私たち市民団体の5月28日の調査で、リニアトンネル工事最終放流槽から排水された早川の透視度は10センチなんですね。そうすると、静岡新聞で17.5センチで、25ミリをはるかに超える37ミリですから、放流槽からは山梨県調査による昨年7月25日より濃度の高い工場排水が排出されている可能性があるわけでありまして。

リニアトンネル工事に伴い、排水はどのような規制となっているのか、伺っておきたいと思います。

次に、農業の関係をお伺いいたします。

私が、非常に危機感を持つのは、厚生労働省の農業に対する水質管理目標設定項目により、上下水道局がちゃんと農協と連携をとり、自分たちで調査しているんですね。調査しているという情報は横のつながりにおいては全然共有されていない、非常にこれは残念な事態であります。

先ほど環境局長から答弁がありましたけれども、2013年の住宅地等における農業使用に関して、農水省、環境省は、住宅地等における農業散布における遵守すべき事項を全国の自治体に通知して、詳細にとおっしゃっていましたけれども、まさに詳細なんですね。生息調査や農業を使わない物理的防除の努力、農業取締法による適正使用、周辺住民への周知、農業使用の記録保存など、10項目あります。

議会事務局調査によると、除草剤は大半の学校が購入しており、有機リン系農薬、ネオニコチノイド系農薬を幾つかの学校で使用されているとあります。児童生徒への配慮がないという声も聞きます。この10項目の遵

守事項は、学校でどのような配慮をして使われているのか、2018年度における使用量、費用はどれくらいか、伺いたいと思います。

次に、都市公園、都市緑地の除草剤の使用について、同様の質問であります。

そして、三保松原では、マツノザイセンチュウ防除のためにネオニコチノイド系農薬が使用されております。EUではイミダクロプリドなど3種類が使用禁止となっております。三保松原では、どのような薬剤をどの時期にどれだけ使用しているのか、またどれだけ費用をかけているのか、伺っておきたいと思います。

国の通知の10項目の遵守事項はどのように配慮されているのか、伺いたいと思います。

次に、上下水道局が入手している農協資料でも、水稻栽培にネオニコチノイド系が防除歴に掲載されております。

2016年の農水省によるミツバチ被害事例調査が公表されております。調査の内容と静岡市における農薬等の使用実態はどのようになっているか、また養蜂農家との相談窓口体制がどうなっているか伺って、2回目の質問を終わります。

58

○農林水産統括監(草分與志君) 市が行う漁場環境調査についてですが、この調査は、サクラエビの不漁の原因調査をするものではなく、操業の多様化などによる沿岸漁業の持続性を確保することを目的に、海底地形や水質、海底堆積物の状況、魚種の分布状況を調査するもので、海底堆積物の分析項目については、漁協の調査内容を参考にしています。

調査方法は、水中カメラによるビデオ映像を撮影し、海底地形の変化点を見つけ、その中から幾つかの調査ポイントを選定し、海水や海底堆積物の採取・分析を行います。

調査区域は、由比漁港から富士川河口までの約8キロを対象区域としており、導水管放水口付近も範囲に含まれます。

59

○環境局長(櫻井晴英君) サクラエビ不漁についてと中央新幹線トンネル工事についての質問にお答えをします。

最初に、放流水の水質データと環境保全協定などについてですが、まず雨畑ダムからの放流水については、管轄外であることから、把握しておりません。

次に、日軽金蒲原製造所導水路からの放流水については、自然水をそのまま放流していることから、測定の対象としておらず、水質データを持っておりません。

続いて、日軽金の工場排水についてですが、当該事業所は水質汚濁防止法に基づき自主測定を行っており、本市は定期的に立入検査を行うとともに、測定結果を入手しております。さらに、本市でも、工場排水を採取し、測定を行っております。

これらの測定結果は、排水基準を常に満たしており、本市はこれまで排水水質について指導を行ったことはありません。

また、環境保全協定の締結についてですが、本市は平成21年3月に当該事業所と環境保全協定を締結し、水質汚濁防止法に基づく排水基準よりも厳しい協定値を定めております。

なお、当該工場排水は、この協定値も常に満たしております。

次に、中央新幹線トンネル工事に伴う排水の規制についてですが、中央新幹線のトンネル工事施工ヤード内にコンクリートをつくるバッチャープラントが設置され、そのヤード内から排出される全ての排水の量が1日当たり50立方メートル以上となる場合、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用され、事業者自主測定の義務が生じます。

適用される排水基準の主な項目はpH、BOD、SSであり、透視度は含まれておりません。

本市といたしましては、工事開始後は事業者にて測定結果の報告を求めるとともに、職員が現地へ赴き、排水が適正に処理されていることなどを確認してまいります。

60

○教育局長(遠藤正方君) 小中学校における農薬等の使用についてですが、小中学校での農薬の使用は極力控え、学校敷地内の雑草の駆除は、草取り等を優先することを通知しております。

平成 29 年度に全小中学校へ農林水産省及び環境省から通知されている住宅地等における農薬使用についてを周知し、農薬を使用する場合には、児童生徒に健康被害が生じないよう、最小限の区域にとどめるとともに、使用する時間帯、飛散防止等に配慮するよう指導しております。

次に、平成 30 年度における使用量と費用についてですが、125 校中 95 校で農薬を使用し、その主なものは除草剤で液剤約 282 リットル、粒剤約 31 キログラム、費用は約 67 万円です。

なお、この通知で指導されている農薬の使用記録の保存については、約半数の学校で確認できるにとどまっているため、改めて徹底するよう指導してまいります。

61

○都市局長(宮原晃樹君) 都市公園、都市緑地における除草剤の使用についてですが、市内の都市公園、都市緑地の除草は、業務委託により原則人力による草取り、または機械刈り込みにより実施しております。

駿府城公園中堀の石垣に限り、足場設置や手の届かない石垣のすき間の草取りが困難なため、やむを得ず除草剤を使用しております。

除草剤の使用に当たっては、国からの住宅地等における農薬使用についての通知などにに基づき、使用基準や農薬使用記録の保存など、必要となる遵守事項を履行し、その結果は受託者提出の報告書にて確認しております。

平成 30 年度の除草剤の使用量と費用についてですが、石垣の面、約 7,800 平方メートルに対し、約 47 リットルの液剤を 50 倍に希釈し、年 2 回に分けて散布しており、その材料費は約 17 万円でございます。

62

○観光交流文化局長(大石貴生君) 三保松原における薬剤の使用についてですが、三保松原では、マツノザイセンチュウ病の原因となるマツノマダラカミキリの防除を目的とした薬剤散布を行っています。

薬剤については、ネオニコチノイド系の中でも、議員の御指摘のありました3種類の使用禁止薬剤ではなく、E Uで認可されているアセタミプリドを使用しています。

平成 30 年度の使用状況についてですが、30 ヘクタールの松原に対して、年間で地上の散布では約 500 リットルの液剤を 100 倍に希釈し、また空中散布では約 80 リットルの液剤を 10 倍に希釈し、5月と6月の2回に分けて散布しており、これにかかる薬剤費は約 160 万円です。

薬剤散布に当たっては国からの住宅地等における農薬使用についての通知などにに基づき、使用基準や農薬使用記録の保存など、必要となる遵守事項を守り、実施しております。

この通知を踏まえ、特に配慮している点については、従前、有人ヘリコプターで行っていた空中散布を平成 26 年度からはラジコンヘリへ、そして令和元年度からは、より松に接近できるドローンに切り替え、周辺への薬剤飛散をより少なくする改善を図ってきているところであります。

63

○農林水産統括監(草分與志君) ミツバチ被害の調査の内容についてですが、この調査は、農林水産省が全国の都道府県を対象に、農薬とミツバチの被害発生との関連性を把握し、被害軽減対策に役立てる目的で実施しました。調査は被害が発生した場所などの状況を確認し、ミツバチの異常死の原因が農薬であると疑

われる場合は、周辺農地での農薬の使用状況の情報収集及び死亡したミツバチに含まれる農薬の分析調査を行いました。その結果、静岡県内では被害は確認されませんでした。他県では、死亡したミツバチから水田に発生するカメムシの防除に使用する農薬の成分が検出され、農薬がミツバチに直接かかってしまった可能性が高いとの報告がありました。

次に、本市における農薬等の使用実態については、農業者が個々に農薬等を使用するため、把握はしておりません。

養蜂農家との相談体制については、静岡県中部家畜保健衛生所が窓口となり、対応に当たりますが、現地調査などを行う場合は、本市も協力して行います。

〔36 番松谷 清君登壇〕

64

○36 番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をいたします。

御答弁いただいたんですけれども、サクラエビ不漁の原因は本当になかなか簡単には解析はできないことは私も理解しておりますけれども、静岡大学のカサレト・ベアトリス・エステラ教授は、サクラエビ不漁の原因の1つとして、濁った水が湾内の植物プランクトンの光合成を阻害し、餌の減少が1つの原因ではないかというような指摘も行っているわけであります。

お手元の資料を見ていただきたいんですけれども、漁協が調べた結果、放水路西の底質分析結果は、97%が砂なんですね。そして富士川のほうは、65%が砂なんですね。つまり出ている土砂の質が全く違うんですね。この土砂の質、なぜ違うかということに、私は濁りとの関係できちんと調べなきゃいけない要素が出てくると思うんです。

先ほどの漁協の環境調査というのは、目的は違っているけれども、漁協の調査を活用して海底の底質調査をやると言っているんですね。堆積土の底質調査をやるというわけですから、やはり私は、これはきちんとせつかく与えられている情報、データがあるわけですから、それをもとに、やはり独自調査をやっていく必要があるんじゃないのかなと思うわけであります。

漁協でやってきた調査は、非常にその意味では刺激というか、正しい情報を出してくれているわけでありますので、その意味でまずは局間連携のもとで、庁内連絡協議会を立ち上げる必要があるんじゃないのかということをお伺いしたいと思います。

次に、リニア南アルプストンネル工事について、御答弁いただいたんですけれども、このトンネル工事はナトム工法ということで、排水基準、トンネルを掘ってコンクリートですぐ固めますので、排水の水質が非常に大きな問題になっているんですね。

静岡県環境保全連絡会議においても議論されております。今後、静岡市はトンネル工事が着工された場合は、早川と同様のことが大井川でも起こるといことが当然懸念されます。JR東海は、放水口から排水される水質測定を毎日行っているんですね。その意味で市はJR東海の水質データを請求する考えはないのか。また早川の濁りの問題は、県のリニア対策本部の中間意見書の内容を踏まえれば、静岡市中央新幹線建設事業環境影響評価協議会を開催して対応していく必要があるのではないのか、伺っておきたいと思います。

次に、農薬の問題でありますけれども、先ほど学校に徹底して通知していると言いましたけれども、学校では記録が半分ぐらいしかないよと……

65

○副議長(亀澤敏之君) あと1分です。

66

○36 番(松谷 清君)(続) そういうことなんですね。

それで、環境局長は、使用指針をつくる考えはないというふうに最初は答えているんですね。だから、実態も知らずにつくる必要はないと言っているわけなんですけれども、実態を調べてみれば記録がないわけですね。指針が守られていないという実態があるにもかかわらず、そんなものをつくる必要がないというような最初の答弁をやっているんですね。局間連携の大問題ですよ。

例えば佐倉市では、こうした点は指針をつくってやっているわけでありますけれども、改めて公共施設での使用指針を策定する考えはないのか。また公共施設の農薬使用履歴を情報公開していく考えはないのか、伺って質問を終わりたいと思います。

67

○農林水産統括監(草分與志君) サクラエビの不漁に対応するための庁内連絡協議会の立ち上げについてですが、現在、サクラエビ漁に係る情報連絡会において、サクラエビ関係事業者からは、今後の経営をどのようにするか、判断するために、サクラエビの資源量と今後の漁獲量の見込みが知りたいという要望があります。そのため、県と漁協が連携して資源量調査に着手し、また本市も大学と連携し、生態解明に向けての学術的研究の支援を始めたところです。本市としては、県と漁協と連携して、資源量調査に力を入れていきたいと考えています。

また、環境局など、関係する部局とは既に情報共有を図っていることから、庁内連絡協議会を設置する考えは今のところありません。

68

○環境局長(櫻井晴英君) 中央新幹線トンネル工事と農薬等の使用指針についての質問にお答えをします。

最初に、早川放水口の水質測定データの請求や協議会の開催などの市の対応についてですが、本市といたしましては、水質測定データをJR東海に求めるとともに、早川の現地確認などを通して、情報収集に努めてまいります。

また、水質測定データと排水基準との比較検証や静岡県中央新幹線環境保全連絡会議での議論を踏まえ、必要に応じて静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会を開催し、委員からの専門的意見を参考に、JR東海に適切な対応を求めてまいります。

最後に、農薬等に係る市独自の指針の策定及び情報公開についてですが、さきに答弁しましたとおり、国が策定した公園街路樹等・病害虫・雑草管理マニュアルには、農薬散布によるリスク軽減に向けた手法等が詳細に示されており、公共施設等の管理者に周知徹底することで、有効に機能しているものと考えております。

また、政令市など、他の自治体における指針の策定事例は少なく、その内容も国が策定したマニュアルにほぼ含まれたものであります。

以上のことから、現時点では、新たに市独自の指針を策定する予定はございません。

次に、公共施設等における農薬等の使用履歴の情報公開につきましては、市民の皆さんの安心・安全につながるよう、実施に向け検討を進めてまいります。